

河南町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

かなんまちづくり基本条例（第1条関係）

改正後	改正前
略 （定義） 第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによります。 （1） 略 （2） 町とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会<u>並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長</u>をいいます。 （3） 略 略	略 （定義） 第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによります。 （1） 略 （2） 町とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会<u>及び水道事業管理者</u>をいいます。 （3） 略 略